

奈良市地域こどもの生活支援強化事業補助金 Q&A(概要・申請編)

奈良市子ども育成課

令和7年5月更新

◆補助対象となる支援活動の実施に関すること

Q 食事の提供は必須ですか。

- ・必須ではありません。
- ・食事(お菓子や飲料を含む)を全く提供しない、学習支援や体験支援といった支援活動も申請可能です。

Q 参加人数の要件はありますか。

- ・「利用者であるこどもの人数の平均が1回当たり 5 人以上を見込めること」が必要です。
- ・ただし、こどもの参加が5人未満であることが続く場合、翌年度以降の補助決定の審査に影響する可能性があります。

Q 実施時間の要件はありますか。

- ・1回当たりの実施時間は2時間以上を目安としてください。

Q 利用料や参加費を徴収する場合、補助の対象になりますか。無料でなければなりませんか。

- ・食材などに係る実費程度であれば、利用料などを徴収しても補助の対象となります。
ただし、営利目的と判断されるような金額の場合、補助の対象外となります。
- ・徴収する費用は収入として取り扱い、「収支予算書」及び「収支決算書」に記載する必要があります。
また、補助金額の計算に含める必要があります。

Q お弁当や食品の配布だけの場合、補助の対象になりますか。

- ・お弁当や食品の配布だけでは今回求めている支援活動の内容に合致しないと考えているので、補助対象外となります。
- ・狭くてもこどもが座って食べられるような、過ごせるスペース等を設け、一定時間開放するのであれば、補助対象になる可能性があります。

Q 学習支援や体験支援はどのようなものが考えられますか。

- ・例えば、次のような内容が考えられます。
 - ・学習支援 …… 小中学生に対し、元教師や大学生ボランティアなどが指導したり、宿題を見たりする。
 - ・体験支援 …… 絵本の読み聞かせ、昔の遊び体験、自然体験、季節の行事、バーベキューなど
- ・補助の対象に該当するかどうか判断が難しい場合、子ども育成課にお問い合わせください。

Q 支援活動を実施する場所に指定はありますか。

- ・市内であり、かつ、こどもが安心安全に過ごせる場所であれば、特に指定はありません。公民館、団体や自宅の敷地の一角、といった例が考えられます。
- ・ただし、調理した食事を提供する場合(イベント時やバーベキューなど1回限りの実施内容を含む)、保健所への申請が必要になる場合があります。
詳しくは保健所(0742-93-8395)に確認してください。

Q(追加) 団体の所在地が市外ですが、申請は可能ですか。

- ・支援活動を実施する場所が市内であり、かつ、こどもが安心安全に過ごせる場所であれば、団体の所在地は市外でも問題ありません。

Q(追加) 市外在住のこどもでも参加できる居場所の場合、補助対象になりますか。

- ・奈良市の補助金であるため、あくまでメインの対象は奈良市のこどもである必要があります(市内在

住、または市外在住だが越境通学等をしているこどもなど)。

- ・メインの対象が奈良市のこどもであれば、市外在住のこどもの参加は問題ありません。広くこどもへの居場所の提供をお願いします。

Q 高齢者や大人といった誰でも参加できる居場所の場合、補助対象になりますか。

- ・国の補助金を利用している制度であり、条件を満たす必要があるため、あくまでメインの対象はこどもである必要があります。
- ・メインの対象がこどもであれば、高齢者や大人の参加可否は問いません。

Q 「合理的な理由がないのに参加するこどもを制限できない」とありますが、合理的な理由とはどんなものが考えられますか。

- ・例えば、「居場所のスタッフが医療ケアをしなければならない」など専門的な知識やスキルが求められる場合、「時間中は片時も目を離さず自分のこどもの側にいてほしい」など過剰な要求をされる場合、などが考えられます。
- ・実施内容により対象年齢を絞ることは問題ありません。
 - ＜例＞ ・小学生～中学生が対象の学習支援
 - ・未就学児が対象の体験支援

◆運営補助について

Q 参加人数によって補助額は変更になりますか。

- ・参加人数によって補助額が変更になることはありません。
ただし、こどもの参加が5人未満であることが続く場合、翌年度以降の補助決定の審査に影響する可能性があります。

Q 補助の対象となる経費(人件費など)は何がありますか。

- ・「奈良市地域こどもの生活支援強化事業補助金交付要綱」をご確認ください。

Q なぜ補助区分は「月4回程度」と「月1回程度」なのですか？ 月3回や月2回の補助区分はないのでしょうか。

- ・奈良市ではこどもの居場所の充実を推進していくため、こどもが毎週立ち寄ることができる「月4回程度」の支援活動の実施をしてもらえる団体を増やしていきたいと考えています。
- ・併せて、各小校区に少なくとも1つの居場所、そしてたくさんの居場所ができてほしいとも考えています。いま活動している団体を広く支援し、また新しく始めてみたい団体が始めやすくするために、「月1回程度」の区分を設けています。

Q 「月4回程度」と「月1回程度」のどちらにするかは、申請時に決めて申請する必要がありますか。

- ・申請時に決めて申請する必要があります。

Q 「月1回程度」で実施していますが、10月から支援活動を拡大し、「月4回程度」で実施する予定です。その場合、年度途中でも「月4回程度」の補助区分に変更することはできますか。

- ・審査の都合上、変更できません。
翌年度の募集から、「月4回程度」の補助区分で申請してください。
- ・なお、「月4回程度」から「月1回程度」に補助区分を変更することは可能です。
補助区分の変更がない場合、補助金を交付することができなくなる可能性がありますので、早めに子ども育成課までご相談ください。

Q 通常は月1回の実施ですが、8月だけ月4回実施する予定です。8月だけ「月4回程度」の補助区分に変更することはできますか。

- ・一か月だけ補助区分を変更することはできません。

Q 「月4回程度」の場合で、1週目はこども食堂、2週目は学習支援、3週目は体験支援…と、毎回違う内容にすることは可能ですか。

・可能です。

ただし、申請時に提出いただく「事業計画書(第3号様式)」に必ず記載をお願いします。

・「事業計画書(第3号様式)」に記載がないまま内容を変更して実施されますと、補助決定した内容と相違があるとして、補助金の交付決定を取り消す場合があります。年度途中で実施内容を変更する場合は、必ず子ども育成課までご相談ください。

Q 「月4回程度」で申請し補助が決定されましたが、結果として月3回しか実施できなかった場合、補助額はどうなりますか。

・「月1回程度」に補助区分を変更する必要があります(手続が必要です)。

補助区分の変更がない場合、補助金を交付することが全くなりませんので、月4回程度の実施できないと判明した時点で、早めに子ども育成課までご相談ください。

Q 現在、支援活動を月2回実施しています。その場合、ひと月最大4万円(月1回程度)×2回=ひと月最大8万円の補助額になりますか。

・月2回実施の場合、補助額は月1回程度と同じ、ひと月最大4万円(年間最大40万円)となります。

・補助区分は、「月4回程度」と「月1回程度」のみとなりますので、ご注意ください。

<例>

月3回実施 …… この場合も、月1回の区分での補助となります。

ひと月最大4万円(年間最大40万円)の補助

Q 「月1回程度」に申請する場合、毎月開催する必要がありますか。開催しない月があったとしても、年間12回以上になれば問題ありませんか。

・継続した居場所として毎月の開催が望ましいですが、開催しない月があったとしても問題ありません。例えば、夏休みなどの長期休業期間にまとめて開催することも可能です。

ただし、次の点にご注意ください。

① 1日2回以上の開催は1回としてカウントします。

<例> 8月20日の朝、昼、夕で3回開催
…… 1回(8月20日分)としてカウント

② 宿泊を伴う連続した内容(キャンプなど)の場合は1回としてカウントします。

<例> 8月21日～22日に宿泊キャンプを開催
…… 1回(8月21日分)としてカウント

③ 開催した月しか補助はありません。

<例> 7月、8月、12月、3月で年間合計12回開催
…… 3か月分(各月最大4万円(年間最大12万円))の補助

3月は補助期間の対象外のため、補助金の交付はありません(補助期間:4月～翌1月)。
ただし、年間開催回数にはカウントすることができます。

Q 「月4回程度」(ひと月最大20万円)の場合、単純計算すると1回あたり5万円の補助額だと思いますが、各回それぞれで最大5万円が上限となりますか。

・同じひと月内であれば、各回での上限はありません。

<例>

1週目3万円 + 2週目7万円 + 3週目6万円 + 4週目4万円
= 合計 ひと月20万円 …… 可能

・なお、月をまたいで、残った補助額を翌月以降に持ち越すことはできません。ひと月ごとの清算となります。

Q 「月1回程度」(ひと月最大4万円)で、今月が3万円の支出だった場合、残った1万円を翌月以降に持ち越すことはできますか。

・持ち越すことはできません。ひと月ごとの清算となります。

Q この補助金について、前年度に補助を受けていた場合でも、翌年度の補助を確実に受けられるとは限りませんか。

・申し訳ありませんが、確実に受けられるとは限りません。

・補助の決定は毎年度行い、申請団体数や申請内容によって支援できる団体数は変わってしまうため、翌年度の補助を保証させていただくことはできません。

なお、奈良市としては支援を拡大したいと考えています。補助団体数や補助内容は実績に応じて見直しをし、よりよくしていく予定です。

・また、本補助金は、他の補助金(国、民間等)との併用も可能です。よろしければご検討ください。

(※他の補助金の方でも併用可である必要があります。なお、同一の経費について2つ以上の補助の申請をすることはできません。)

Q 1団体が複数の場所で支援活動を実施する場合、それぞれで補助を受けることができますか。それとも1団体1か所のみでしょうか。

・原則は1団体1か所のみです。

ただし、他小校区(特に居場所が不足している校区)で実施する支援活動であれば、1団体複数か所を決定する場合があります。なお、その団体が実施するすべての支援活動に対して、補助を決定するとは限りません。

<例>

① A 校区、② A 校区、③ A 校区 …… 不可(1か所のみ)

① A 校区、② B 校区、③ C 校区 …… 可(複数か所決定する場合あり)

①だけ、①と②だけ、と補助が決定される場合もあります。

・なお、複数か所への補助を希望される場合、申請及びその後の諸手続き・決算などは、それぞれ支援活動ごとに行う必要があります。

Q(追加) 1団体が複数の場所で支援活動を実施しており、それらを合わせると「月4回程度」の要件を満たす場合、「月4回程度」で補助を受けることができますか。

・補助を受けることができます。

ただし、申請時に提出いただく「事業計画書(第3号様式)」に必ず記載をお願いします。

・「事業計画書(第3号様式)」に記載がないまま実施場所を変更されますと、補助決定した内容と相違があるとして、補助金の交付決定を取り消す場合があります。また年度途中で実施場所を変更する場合は、必ず子ども育成課までご相談ください。

◆備品補助について

Q 備品補助のみの申請はできますか。

・備品補助のみの申請はできません。

備品補助の申請には、運営補助(「月4回程度」または「月1回程度」)のどちらかを申請していることが必要です。

Q 運営補助が不決定されて、備品補助のみ決定されることはありますか。

・備品補助のみ決定されることはありません。

備品補助を決定する場合は、運営補助も同時に決定する予定をしています。

Q 運営補助のみが決定されて、備品補助が不決定されることはありますか。

・あります。

Q 備品補助は最大20万円の補助ですが、購入する備品の金額や個数に制限はありますか。

・補助対象は1つ3万円以上かつ30万円未満のものに限ります。個数に制限はありません。

<例>

単価	個数	合計金額	補助可否および金額
1万円	10	10万円	補助対象外 ※単価が3万円以上でないため
3万円	6	18万円	全額補助(18万円の補助)
3万円	7	21万円	一部補助(20万円の補助)
25万円	1	25万円	一部補助(20万円の補助)
30万円	1	30万円	補助対象外 ※単価が30万円未満でないため

※ 補助金額は、1,000 円未満は切り捨てとなります。

※ 送料、設置・工事費用、撤去・処分費用などは補助対象外です。

Q 炊飯器と冷蔵庫のように、違う種類の備品を購入したいのですが、可能ですか。

・可能です。

Q せっかく補助が出るので、高性能なものを購入することは可能ですか。

・補助対象とするのは、「事業の趣旨に合致し、支援活動のために特に必要があると認められるもの」であり、「事業の実施に最低限必要なもの」に限ります。

そのため、過度に高性能であり、そのために費用が高くなってしまうと認められる場合、補助対象外となります。

※補助の不決定、または性能を絞った備品を再検討するよう要請する場合があります。

Q 補助を受けて備品を購入したものの、様々な事情により支援活動が継続できなくなった場合、備品はどうなりますか。

・支援活動を実施している間は、補助を受けた備品は原則、対象の支援活動以外の用途に使用することはできません(災害時などを除く)。

・やむを得ず支援活動の継続ができなくなった場合で、支援活動以外の用途に使用する場合、通常は様々な手続きが必要となりますが、今回の補助対象である1つ30万円未満のものであればその手続きが不要となります。

そのため、支援活動終了後であれば、支援活動以外の用途に使用することは問題ありません。

・ただし、最初から支援活動以外の用途に使用する目的で、短期間だけ支援活動を実施し補助を申請したことなどが判明した場合、補助金の返還を求める場合があります。

◆その他

Q 支援活動を新しく始めるにあたって、何かアドバイスや支援を受けられますか。

・奈良市社会福祉協議会では、生活支援コーディネーターが相談に応じ、支援活動を新しく始める方の支援をすることができます。各エリア担当者にお繋ぎしますので、一度下記連絡先までお問い合わせ

わせください。

【奈良市社会福祉協議会】

電話：070-2272-4425

メールアドレス：s-co1@narashi-shakyo.com

Q 支援活動の周知について、何か市の支援を受けられますか。

- ・市のホームページやSNSで周知することができる場合もありますので、子ども育成課にご相談ください。
- ・支援活動を継続し実績が蓄積されてくると、学校側からチラシを配布したいと申し出があったりするという事例もあるようです。ただし、**学校でチラシを配布することは難しい場合の方が多いので**、学校に問い合わせなどをする際はその点ご注意ください。

Q(追加) 運営補助と備品補助のどちらが優先されるということはありませんか。

- ・申請多数の場合、居場所の継続と広い団体への補助を目的として、運営補助を優先する可能性があります。